

住吉の神の歌神化をめぐる

著者	竹下 豊
引用	上方文化研究センター研究年報. 2000, 1, p.15-31
URL	http://doi.org/10.24729/00005320

住吉の神の歌神化をめぐつて

竹下 豊

摂津国の一の宮、住吉大社が当初は海上の安全を守る神であったことは周知の事実である。『日本書紀』の神功元年二月の条の記事によると、新羅の「征討」に成功した神功皇后が、筑紫で生まれた菅田天皇（のちの応神天皇）と共に大和へ帰る際に、忍熊王が軍を率いて住吉に待ち受けていたが、皇后の船は真つ直ぐ難波に進もうとする。その時、海の中で旋回して進むことができなかつたので、務古水門に帰つて占いをしたところ、天照大神、稚日女尊、事代主神に続いて、表筒男・中筒男・底筒男の筒男三神が、

吾が和魂を大津の渟中倉の長峽に居さしむべし。便ち因りて往来ふ船を看さむ。

と託宣を下したので、その教えのままに鎮め祭つたところ、無事に海を渡ることが出来たという。

住吉の神の歌神化をめぐつて

海上守護の神として祭られた住吉の神であるが、住吉津が、中国への使者の船の発着する港であつたので、天平五年（七三三）の遣唐使に贈られた次の歌のように、住吉の神に航海の安全を祈つた歌も残されている。ここでは、船の舳先あるいは船の艫に立って、航海の安全を守る神として詠まれている。

天平五年贈入唐使一歌并短歌 作主未詳

そらみつ 大和の国 あをによし 奈良の都ゆ おしてる 難波
に下り 住吉の 御津に船乗り 直渡り 日の入る国に 遣はさ
る 我が背の君を かけまくの ゆゆし畏き 住吉の 我が大御
神 船の舳に 領きいまし 船艫に み立たしまして さし寄ら
む 磯の崎崎 漕ぎ泊てむ 泊り泊りに 荒き風 波にあはせず
平けく 率て帰りませ もとの朝廷に

（万葉集・卷十九・四二四五）
この万葉・四二四五とよく似た歌として、「石上乙麻呂脚配二土佐国

之時歌三首并短歌」という題詞を有する万葉・卷六・一〇二〇の歌がある。また、

民部少輔多治比真人土作歌一首

住吉に齋く祝が神言と行くとも来とも船は早けむ

(万葉集・卷十九・四二四三)

のように、住吉の神主が船の早く無事に進むことを、神のお告げとして語ることもあったようである。また、遣唐使に関係して、

摂津国住吉郡住吉大神に従一位を授け奉る。遣唐使の祈りを以て

なり。
〔日本後紀〕大同元年(八〇六)四月丁巳の条

とあるごとく、住吉の神が従一位を授与されたこともあった。

このように、当初は航海の安全を守る神であった住吉の神が、後には和歌の神としても崇敬されるようになる。この和歌の神としての住吉の神が、いつごろ成立したかを考察し、併せて中世初頭までの歌神としての住吉の神の様相について述べるのが、本稿の意図するところである。

二

まず、平安朝の散文で、住吉の神が登場するのは紀貫之の『土佐日記』である。土佐守の任期を終えて都へ帰る船路の途中、貫之一行は住吉のあたりに差しかった。

また、住吉のわたりを漕ぎゆく。ある人のよめる歌、

いま見てぞ身をば知りぬる住の江の松よりさきにわれは経にけり

ここに、むかしへ人の母、一日片時も忘れねばよめる、

住の江に船さし寄せよ忘れ草しるしありやと摘みてゆくべくとなむ。うつたへに忘れなむとはあらで、恋しき心地しばしやすめて、またも恋ふる力にせむとなるべし。

かくいひて、眺めつつ来る間に、ゆくりなく風吹きて、漕げども漕げども、後へ退きに退きて、ほとほとしくうちはめつべし。楫取りのいはく、「この住吉の明神は例の神ぞかし。ほしき物ぞおはすらむ」とは、今めくものか。さて、「幣を奉りたまへ」といふ。いふに従ひて幣たいまつる。かきたいまつれども、もはら風止まで、いや吹きに、いや立ちに、風波の危ければ、楫取りまたいはく、「幣には御心のいかねば、御船も行かぬなり。なほうれしと思ひたぶべき物たいまつりたべ」といふ。また、いふに従ひて、「いかがはせむ」とて、「眼もこそ二つあれ、ただ一つある鏡をたいまつる」とて、海にうちはめつれば口惜し。されば、うちつけに海は鏡の面のごとなりぬれば、ある人のよめる歌、

ちはやぶる神の心を荒るる海に鏡を入れてかつ見つるかな
いたく住の江、忘れ草、岸の姫松などいふ神にはあらずかし。目
もうつらうつら、鏡に神の心をこそは見つれ。楫取りの心は、神

の御心なりけり。

(承平五年(九三五)二月五日の条)

梶取りの言葉の「この住吉の明神は例の神ぞかし」が、「例の物を欲しがる欲張りの神」を意味するかどうかについては、諸注の分れるところである。そのことよりも、住吉の神と和歌という点から注意したいのは、貫之が「いたく住の江、忘れ草、岸の姫松などいふ神にはあらずかし」と述べていることである。引用文の二首目の「住の江に船さし寄せよ……」に、「住の江」「忘れ草」が詠まれているが、貫之には、

道しらは摘みにもゆかむ住の江の岸におふてふ恋忘れ草

(古今集・墨滅歌・一一一一)

住の江の朝満つ潮にみそぎして恋忘れ草摘みて帰らん

(貫之集・三七)

と、「住の江」「(恋)忘れ草」を詠んだ歌もある。また、撰者となつた『古今集』には、「住の江」あるいは「住吉」と「岸の姫松」を詠んだ歌も入集している。

我見ても久しくなりぬ住の江の岸の姫松いくよへぬらむ

住吉の岸の姫松人ならばいく世かへしとはましものを

(雑上・九〇五、六・よみ人しらず)

これらの歌のうち、特に「道しらは……」の貫之歌は、

暇あらば拾ひに行かむ住吉の岸に寄るといふ恋忘れ貝

住吉の神の歌神化をめぐって

(万葉集・卷七・一一四七)

の詠み換えであり、「恋忘れ貝」を言い換えた『恋忘れ草』、ないしはその省略形としての『忘れ草』を『住の江』と結びつけて詠んだのも、貫之の独創と見てよい(片桐洋一『古今和歌集全評釈 下』当該歌【鑑賞と評論】の項)のである。歌枕「住の江」に、新しい景物表現を試みた、その貫之にして、風波が立つて危険な状態とはいえず、住吉の神は優雅な和歌世界とは著しく異なっているというのである。『土佐日記』のこの場面における住吉の神は、航海の安全を守る神としての面が、表われているというべきであろう。

『古今集』の仮名序に明らかなごとく、貫之は、漢詩に対して、和歌の復興を説いた歌人であった。もし、当時、住吉の神が和歌の神として、崇敬を集めていたならば、おそらく貫之は「いたく住の江、忘れ草、岸の姫松などいふ神にはあらずかし」とまでは書かなかつたであらう。貫之の時代には、歌枕住吉の地に坐す神ということであつて、まだ住吉の神は和歌の神として成立していなかつたといつてよい。

三

平安時代に盛んであつた熊野詣は、摂津・和泉を経て、紀路へ入るのが一般的な旅程であつた。そして、その途中の四天王寺と住吉社へ参詣する人も多かつたようである。

例えば、『後拾遺集』には「花山院御供に熊野にまゐり侍りける道に、住吉にてよみ侍りける」という詞書を有する兼経法師の歌を載せている（雑四・一〇六四）。それらの人々のなかに、十世紀の末ごろに熊野詣をした増基法師がおり、家集『増基法師集』（『いほぬし』）の冒頭三十首に「熊野紀行」とでも称すべき一連の文と歌を残している。その中に、住吉詣の記事が見える。

それより二日といふ日の夕ぐれに、住吉にまうで着きぬ。見ればはるかなる海にていとおもしろし。南には江流れて水鳥の様々なる遊ぶ。あまの家にやあらん、あし垣の屋のいと小さきどもあり。秋の名残夕ぐれの空のけしきもただならず、いとあはれなり。みやしろには、庭も見えず色々さまさまなる紅葉散りて冬ごもりたり。経などよみ声して人しれずかく思ふ

ときかけつ衣の玉は住のえの神さびにける松の梢に

(二)

この後に、遁世の志を述べた住吉社への祈りの内容が続く。住吉の海辺の景、夕暮れの空の様子、冬ごもりの住吉社の様が、一幅の絵を見られるように描写されているが、「ときかけつ」の歌は、『後拾遺集』の詞書に「熊野にまゐり侍りけるに、住吉にて経供養すとてよみ侍りける」（雑四・一〇六八）とあるごとく、法華経供養の歌で、本稿の住吉の神の歌神化の問題とはかかわらない歌である。増基法師にとって、住吉の神は、歌神とは遠い所にあつたというべきであらう。

また、増基法師とほぼ同時期に、住吉に参詣して歌を残した著名歌人がいる。紀貫之の後、「ただ公任卿一人天下無双、万人これにおもむく」（『八雲御抄』巻六）と称され、和歌史の上で大きな足跡を残した藤原公任がその人である。「これは早うのことなり。粉河に詣でたりしに……」（四三〇詞書）とあるように、公任の若年の頃、粉河詣の途次の住吉参詣であつた。

暗うなるほどに住吉にまうで着きぬ。松風、波の音、聞きしにたがはずをか。人々御てぐらのついでに歌詠みてたてまつれど、忍びたればえ聞かず。その夜はそのわたりに泊まりて、暁月夜に浜づらをゆけば、いはんかたなくおもしろし

かくばかりかへるものうき住吉の岸にはいかで波の寄すらん

(公任集・四三九)

公任が住吉に着いたのは暗い時分で、耳で聞く「松風」「波の音」を「聞きしにたがはずをか」と評し、翌朝の暁方の浜辺の風景を「いはんかたなくおもしろし」といつている。この部分は、「住吉の郡、住吉の里、住吉の浜をゆくに、いとおもしろければ、おりあつゆく」（『伊勢物語』六十八段）を髣髴とさせる一文となっている。かねて評判に聞いていた通りの住吉の風光に接した感動はあるものの、住吉の神に対しては、人々が奉幣のついでに歌を詠んで奉つたけれども、密かに行なつたから、どんな歌かもわからないという。したがって、公

任は自分の歌だけを載せ、「こと人の、え聞かねば書かず」（四四〇詞書）とせざるを得なかつたのである。

公任は当代歌壇の第一人者として仰がれた人であり、『拾遺集』の骨格を成した『拾遺抄』の編者である。また、多くの歌学書や秀歌選を著述編纂した人である。その公任の、住吉参詣の記事からは、住吉の神に対する特別の感慨らしきものをうかがうことはできない。公任の関心は、古歌に詠まれ、屏風絵に画かれた評判の歌枕を実地に訪れることにあつたと思われる。また、公任の時代にも、住吉の神は、和歌の神としては崇敬されていなかつたというべきであろう。

四

ところで、住吉の神と和歌との結びつきを考える上で、まことに示唆に富む一文がある。少し時代が下つて文治二、三年（一一八六、七）頃の成立かといわれる顕昭の『袖中抄』がそれである。

故左京兆（稿者注―藤原顕輔）申されて云はく、住吉神主国基云はく、住吉は本は三社也。第四の社は玉津島の明神、即ち衣通姫也。後いははれ給ふ。仍りて和歌を好ませ給ふと云々。私云はく、三社の事日本紀に相叶ふか。又安法が天くだる歌は衣通姫を詠ずるか。古へは此の如き事多くは委しくは分別せざる也。

（第十四「あらひと神」）

住吉の神の歌神化をめぐる

顕昭の養父藤原顕輔の話として伝える津守国基の言に注目したい。本は三社であつた住吉の第四の社に、後に玉津島の明神即ち衣通姫が祭られた結果、住吉の神は和歌を好むようになったといふのである。顕昭が「又安法が天くだる歌は衣通姫を詠ずるか」といつているのは、

住吉に詣でて

安法法師

天くだるあら人神のあひおひを思へば久し住吉の松

である。安法法師の歌で、「あら人神」といつているのは、「住吉の現人神あらしごみなのへ船舳ふねのへにうしはきたまひ」（万葉集・卷六・一〇二〇）と詠まれた筒男三神のことで、安法法師の時代（十世紀後半頃）には、衣通姫はまだ住吉社に祭られていなかつたと思われる。

また、顕昭は、衣通姫が玉津島姫として住吉に祭られたのは後世のことだともいふ。

住吉四社の中に玉津島の姫のおはしますは女神也。其は衣通姫のなり給へると申すは世くだれる事也。

（『袖中抄』第九「しるしの杉」）

後世といつても、顕昭が考えているよりも遅く、まさに津守国基の時代と思われるが、その事については、すぐ後に述べたい。

『袖中抄』のほかにも津守国基の同様の言を伝えるものがある。

住吉の社は四社おはします。南社は此衣通姫なり。玉津島明神と

申すなりとぞ、津守国基は将作（稿者注―藤原顕季）に語り申しける。
（藤原清輔『奥義抄』下・釈）

神主国基、顕季卿に語りて云はく、住吉四社の中、其の一は衣通姫也。若浦玉津島明神と申す、是也。昔かしこをめでましましける故に、跡をたれたまへるとなむ申し伝へたと云々。

（顕昭『古今集序注』）

又津守国基申しはべりけるは、「南の社は衣通姫なり。玉津島の明神と申すなり。和歌の浦に玉津島の明神と申す、この衣通姫なり。昔かの浦の風景をゆたかに思しめしし故に、跡をたれおはしますなり」とぞ。
（『古今著聞集』巻第一・神祇）

管見の及ぶ範囲では、少なくとも院政期を遡る文献に、住吉に玉津島明神即ち衣通姫が祭られているという記事を見出だす事は出来ない。津守国基や藤原顕季と同時代の歌人で、このふたりと交流のあった源俊頼の『俊頼髓脳』が最も古いようである。

わぎもこが来べきよひなりささがにの蜘蛛のふるまひかねて
しるしも

これは、近江の国にありける郡司のむすめ、ことのほかに、容姿のよくて、光の衣を通りてめでたきよしを、帝聞こしめしければ、たてまつりけるを、
（中略） 衣通姫と申す歌よみは、これなり。

住吉にべちの神にておはしますとぞうけたまはる。

この『俊頼髓脳』は「……とぞうけたまはる」と結んでおり、伝聞であることが明らかである。これも津守国基からの伝聞と考えて大過ないだろうと思われる。

このように見てくると、住吉社三十九代神主、津守国基が、住吉社の第四社（南社）に関して重要な役割を果たしていると考えざるを得ないのである。

ところで、国基の家集『国基集』に次のような詞書と歌が載せられている。

住吉の堂の壇の石取りに、紀伊の国にまかりたりしに、和歌の浦の玉津島に神の社おはす。たづね聞けば、衣通姫のこの所をおもしろがりて、神になりておはすなり、とかのわたりの人の言ひはべりしかば、よみてたてまつりし

年ふれど老いもせずしてわかか浦にいくよになりぬ玉津島姫
かく詠みてたてまつりたりし夜の夢に、唐髪あげて、裳唐衣着たる女房十人ばかり出できたりて、うれしきよろこびにいふなり、とて、取るべき石どもを教へらる。教へるのままに求むれば、夢の告げのままに石あり。石造りして破らすれば、一度に十二にこそ破れてはべりしかば、壇のかづら石にかなひ侍りにき。
（一五三）

この話は『袋草紙』下巻にも収められている。夙に和歌神としての住

吉の神の成り立ちと展開について論じられた片桐洋一氏は、右の『国基集』を引用し、「津守国基が紀伊国へ葛石を取りに行った時、玉津島神社についてまったく無関心であり無知識であったことは注意してよい」と言われ、「いささか大胆な仮説」と断わられながら、

私は玉津島神社が和歌の浦にあるということから祭神に神功皇后と衣通姫を加えて津守国基が住吉第四の社に勧請し、海上安全の神である住吉明神を和歌の神にしようとしたのではなかったかと思うのである。

と述べられた。^(注1)後述することく、事実関係で少し訂正を要する点もあるように思われるが、稿者もこの説を支持したい。

まず、『国基集』の「かのわたりの人の言」(傍線部)が、先に引いた国基の言「昔かしこをめでましましける故に、跡をたれたまへるとなむ申し伝へたる」(顕昭『古今集序注』)、「昔かの浦の風景をゆたかに思しめしし故に、跡をたれおはしますなり」(『古今著聞集』巻第一・神祇)とが同内容であることに気付く。『古今著聞集』は、建長六年(一二五四)の成立であるから、少し時代的に下るが、後々まで国基の話が伝えられている点で貴重である。国基は、玉津島神社について現地の人から聞いたことを、そのまま住吉の第四社の説明に用いているようだ。これは、国基の玉津島明神住吉勧請説の傍証となり得るであろう。

住吉の神の歌神化をめぐる

五

津守国基の時代を遡る住吉大社の文献資料として、同社の神宝で、重要文化財に指定されている『住吉大社神代記』がある。巻末に天平三年(七三一)七月五日、津守宿祢島麿・津守宿祢客人の署名がある。成立年代には諸説があるが、九世紀末〜十世紀末頃という説が有力である。この『住吉大社神代記』によると、「御神殿四宮」は、「第一宮表筒男、第二宮中筒男、第三宮底筒男」であり、「第四宮」については「姫神宮 御名 氣息帯長足姫皇后宮(略)」とあり、祭られているのは神功皇后である。

『住吉大社神代記』の記事を信ずれば、津守国基の時代より一、二世紀前には、住吉社の第四宮には神功皇后が祭られていたことになる。したがって、第四社に玉津島明神が勧請されたのは、『住吉大社神代記』の成立後、十一世紀に入ってからと考えるのが穏当であろう。これは国基勧請説と矛盾しない。ただ、既に第四社に祭られていた神功皇后に玉津島明神を合祀したと考えるべきで、先に片桐氏の論で、少し訂正を要する点もあるのではというのは、この点である。

先に国基が紀伊国に葛石を取りに行った際、玉津島神社について付近の人から聞き、歌を献上して神の感応を得たという『国基集』を引用したが、国基より先に玉津島神社を訪れた有名歌人がいたのである。

それは藤原公任である。本稿第三節で引用した住吉参詣の後、公任一行はさらに玉津島にも詣でている。引用が長くなるが、ここで触れておきたい。

日南の湊、松原のほどにてしばしやすらひて、かさきよりこえてつくゑ松を見れば、げにゆゑなくはあらず。ここにてこそは暮らさめといふ。その夜は岸づらに泊まりて暁に出でて、いとおもしろかなる所々見むとて、玉津島にまうでむとてあるに、道おほつかなしなどいふほどに、神びとたち、たものさきにつかうまつらんとて出できたり。なりあひの松原より行けば、まこも草おひしげり、沢に駒のあるもをかしう、緑の松こぐらき中より白波の立つも見とほさる。やうやう御社に至るほどに、入日のほとりにあまの家かすかにて、舟どもつなぎ、網ども干しなどしたるを、都にかはりてをかし。御社にまうで着きて御てぐらたてまつり、所々めぐりて見れば、いひやらんかたなし。おもしろくをかしきを思ふ人に見せぬを、たれもたれも思ふべし。そのありさまいはば、なかなかおとりぬべし。かかる所にて、なかなかもの言はれぬものになんありける。かへさにうしの岩屋を見れば、仏のいとあはれげにておはするを、

あま人ののりわたしけんしるしにやいはやに跡をとどめ置きけん

少将

あまのすむ浜の岩屋の仏には波の花をや折りてよすらん

といへば、

かの岸の遠きをしりて岩かげに光をやどす水の月かな

和歌の浦より帰るにおもしろささらなり。老いたるあまを見
て、少将

年をへて和歌の浦なるあまなれど老いの波にはなほぞぬれける

(公任集・四四三―四四六)

公任の一行は、夜明け方に出発して、「いとおもしろかなる所々見む」ということで、「玉津島にまうでむ」とする。そして、都とは打って変わった漁村の風景に、ことばに尽くしがたいというほどの興趣を感じているのである。

ここで注意したいのは、一行が「道おほつかなし」といつているうちに、神官たちがたもの崎までの案内をかってたのであるが、その神官たち―玉津島神社の神官であろう―は、玉津島明神すなわち衣通姫のことには何も言及しなかったようである。神官たちから聞けば、公任はそれを記したと思われるが、公任は風光の素晴らしさを記すことに終始している。藤原公任のこの玉津島神社参詣の時期は若年の頃というだけで、詳細は不明であるが、少なくとも公任が参詣した折には、玉津島明神は衣通姫であるという説は行われていなかった可能性

が強い。やはり、玉津島明神イコール衣通姫説は、津守国基まで下ると考えてよろしかろうと思われる。

六

先に引いた『国基集』にいう、国基が「住吉の堂の壇の石取りに、紀伊の国」に行ったのが、永長元年（一〇九六）三月七日に盛大な堂供養を営んだ莊嚴淨土寺建立（『後二条師通記』同年三月十四日、『中右記』同十六日の条など）のためだったとすれば、当時、国基は少なくとも六十才を超えていた（治安三年（一〇二三）生）。その折に、現地の人から、玉津島明神即ち衣通姫説を聞き、既に第四社に祭られていた神功皇后に加えて玉津島明神を勧請合祀したと考えられることを述べた。

あらためて述べるまでもなく、衣通姫については、『古今集』仮名序に、

小野小町は、いにしへの衣通姫の流なり。あはれなるやうにて、強からず。いはば、よき女のなやめる所あるに似たり。強からぬは、女の歌なればなるべし。

と言及されている。貫之は、小野小町の歌を衣通姫の歌の流派に属すると位置づけているのであるから、衣通姫を古の女流歌人の代表格として扱っていることになる。後のことになるが、建久九年（一一九八）

住吉の神の歌神化をめぐって

に成立した上覚著『和歌色葉』の「名譽歌仙者」の条には、「女房八十二人」の最初に、衣通姫を挙げている。

古来、和歌に縁のある地名で、歌枕としても著名であった和歌浦の祭神が、古の歌人衣通姫であるというのだから、和歌の好士である津守国基が興味をひかれたのも当然のことであろう。それに加えて、国基には由緒ある住吉社三十九代神主として、住吉社に新しい権威を加える目的もあつたのではないかと思われる。

住吉社の祭主たる津守氏は、住吉三神に奉仕するとともに、墨江津の津守として海運に従事し、大阪湾の海上権を握っていたといわれるが、国基の時代、港としての住吉津は衰退していったと思われる。住吉津の方が早く栄えたようであるが、六、七世紀以後になると難波津の方が住吉津を圧倒して栄えたとい^{（注）}う。その後の平安遷都によって、直接淀川につながった難波津の利便性が、これまで以上に重視されたであろうし、寛平六年（八九四）の遣唐使の廃止に代表される海外との交通の衰退・廃止が、住吉津の衰退に拍車をかけたであろう。加えて、海退と土砂の堆積によって港の機能は喪失し、平安朝の末期より鎌倉時代にかけては、新陸地では粉浜、勝間等の諸村の開発さえ行われるという状態であつたともいわれている^{（注）}。港としての住吉津の機能の衰退は、必然的に海上交通の守護神としての住吉の神の権威に響いてくるであろうことは容易に想像できる。勿論、平安朝においても、

住吉社は平安京鎮護の二十二社のひとつに挙げられ、詳細は省略するが、天皇・上皇・女院・上流貴族の参詣が行われていて、崇敬が薄れているわけではない。また、平安末期には摂津国一の宮となっている。それだけに、神社経営に手腕を発揮し、白河院近臣として勢力を揮った藤原顕季と深い交流を持つなど、政治的にも有能であったらしい国基は、新しい権威を住吉社に付与することを考えたのではないだろうか。それが、住吉の神の歌神化ではなかったかと思うのである。

つまり、住吉社神主としての国基の立場と和歌の好士としての国基の立場とが結びついて、玉津島明神つまり衣通姫の住吉社第四社への勧請、神功皇后との合祀が行われたのであろうと思うのである。そして、国基は、顕季や俊頼などを相手に、宣伝にこれ務めたのである。その結果、顕季の孫を中心に、歌学書に国基かく語りきと記録されたのである。

このような国基の営為には、和歌神としての住吉の神への道が開け始めていたことも、影響していると思われる。古くは『伊勢物語』に、住吉の神が登場している。

むかし、帝、住吉に行幸したまひけり。

我見ても久しくなりぬ住吉の岸の姫松いく代へぬらむ

御神、現形したまひて、

むつまじと君はしらなみ瑞籬の久しき世よりはひそめてき
(百十七段)

ここでは、住吉明神が「我見ても」の歌に感応して、返歌をしたという。また、『拾遺集』には住吉明神の託宣とする歌が入集している。

住吉のきしもせざらんものゆゑにねたくや人に松といはれむ

ある人のいはく、住吉明神の託宣とぞ (神楽歌・五八七)

この歌は『俊頼髓脳』や『袋草紙』などでも、住吉明神の託宣としている。さらに、後に『新古今集』に収められ、仮名序に「いはむや、住吉の神は片そぎの言の葉を残し……」と言及されている。

夜やさむき衣やうすき片そぎのゆきあひのまより霜やおくらむ

住吉御歌となん (新古今集・神祇・一八五五)

は、国基と親交のあつた源俊頼の『俊頼髓脳』に初めて見え、後に『袋草紙』にも入っているほか、「佐竹本三十六歌仙絵巻」の住吉社頭図にも書かれ、後世、住吉明神の代表歌とされていく。

このように、住吉明神は、古くから和歌に感応し、返歌をする神、託宣を和歌に詠む神として知られていたのである。

一方、住吉の神と和歌との結びつきを考えさせるような歌人たちの動きも見られる。

長元八年、宇治前太政大臣 (稿者注―藤原頼通) の家に歌合し侍りけるに、勝方のをのことも住吉に詣でて、歌よみ侍り

けるによめる

式部大輔資業

住吉の波にひたれる松よりも神のしるしぞあらはれにける

(詞花集・雜上・三二九)

これは、長元八年(一〇三五)五月十六日の『賀陽院水閣歌合』に勝利をおさめた左方の歌人たちが、石清水八幡宮に続いて、五月二十二日に住吉社にお礼参りに参詣した折に、「於住吉社述懐和歌一首并序」を草した資業の詠んだ歌である(千載集・神祇・一二五七に同じ時の藤原経輔の歌を収む)。一行は石清水八幡宮にも参詣しているが、住吉社では、各々述懐の歌一首を詠み、神前で披講している。ここに、歌神としての住吉の神の萌芽的なものを認めてもよいであろう。さらに、国基の時代より後の成立であるが、藤原清輔の『袋草紙』に興味深い話が載っている。

昔より道を執するは興有る事なり。(中略) 源頼実は術な

くこの道を執して、住吉に参詣して秀歌一首詠ましまして命を召すべきの由祈請すと云々。その後西宮において、

木の葉散る宿は聞きわく方ぞなきしぐれする夜もしぐれせぬ

夜も

と云ふ歌は読むなり。当座はこれを驚かず。その後また住吉に参詣して、同じく祈請す。夢に示して云はく、「秀歌は読み了んぬ。かの落葉の歌に非ずや」と云々。その後秀逸の由謳歌せり。また

住吉の神の歌神化をめぐって

その身六位なる時夭亡すと云々。

和歌六人党の一人である源頼実は、長和四年(二〇一五)に生まれ、長久五年(一〇四四)六月七日、三十歳で亡くなっている。国基は治安三年(一〇二三)〜康和四年(一一〇二)七月七日、八十歳。頼実の生涯と重なる時期もある。この逸話はどこまで真実か疑問なしとしないが、秀歌と命を引き換えにしたという点は措くとして、頼実の住吉参詣が事実とすれば、国基の若き時代に、頼実の歌道執心と住吉社が結びついている点に注意される。

いま二例を挙げたが、すでに国基の前代から、歌神としての住吉の神への道筋は醸成されつつあったのであろうと思われる。

七

国基の玉津島明神すなわち衣通姫の住吉社勧請が、住吉の神の歌神化に大きく貢献し、歌人たちの崇敬を集めていくことになるが、一方で、海上交通の守護神たることが、忘れられていたわけではない。『古今著聞集』には次のような話を載せている。

嘉応二年十月九日、道因法師、人々を勧めて住吉の社にて歌合せしけるに、後徳大寺の左大臣、前の大納言にておはしけるが、この歌をよみ給ふとて、「社頭の月」といふことを、

ふりにける松ものいはば問ひてましむかしもかくや住の江の月

かくなむよみ給ひけるを、判者俊成卿ことに感じけり。よの人々もほめののしりけるほどに、その比かの家領、筑紫瀬高の庄の年貢つみたりける船、摂津の国をいらんとしける時、悪風にあひて、すでに入海せんとしける時、いづくよりか来たりけん、翁一人いできて漕ぎなほして別事なかりけり。船人あやしみ思ふほどに、翁のいひけるは、「松ものいはばの御句のおもしろう候ひて、この辺に住み侍る翁の参りつると申せ」といひて失せにけり。住吉大明神のかの歌を感ぜさせ給ひて、御体をあらはし給ひけるにや。不思議にあらたなる事かな。

(巻第五・和歌)

嘉応二年(一一七〇)十月九日の道因(当時は出家前の藤原敦頼)主催の『住吉社歌合』での藤原実定の秀歌をめぐる後日譚である。実定の家領からの年貢を積んだ船が、摂津の国に入ろうとした際に、悪風のために沈没しそうになった時、一人の翁が出てきて漕ぎなおしたために無事だった。その翁は、実定の歌に感応して住吉大明神が本体を現わしたのであるという霊験譚で終わっている。当該説話には、実定の秀歌(千載集・神祇・一二六四に入集)に感応する和歌神的性格と危うい船を救うという海上守護神的性格の両面が表われている。なお、この歌合の主催者である藤原敦頼(道因)は和歌の道に精進した人として有名であった。老齢になっても、住吉社へ秀歌祈願のために月詣をしたという。

この道に心ざし深かりしことは、道因入道並びなき者也。七、八十になるまで、「秀歌よませ給へ」と祈らんとために、かちより住吉へ月詣でしたる、いと有難き事也。

(鴨長明『無名抄』)

敦頼勸進の『住吉社歌合』は、源頭仲が『西宮歌合』『南宮歌合』に続いて、大治三年(一一二八)九月二十八日に催した『住吉歌合』に次ぐ住吉社頭での歌合であり、住吉社に奉納された。敦頼にとって、住吉の神は和歌神として崇敬されていたはずである。

次に敦頼勸進奉納の『住吉社歌合』の判者を務めた俊成の場合はどうであろうか。

京都市下京区玉津島町の新玉津島神社について、辻彦三郎氏は、定家の父俊成は歌壇の長老の自覚を持って和歌の神住吉明神と玉津島明神を勧請、守護神として尊崇した。新玉津島神社は文治二年(一一八六)紀伊国から勧請して邸内に創建。その後、荒廢に向かい、足利尊氏が社殿を修造し、境内に和歌所を設け、別当職をおいた。朝廷も歌道伝授の際には勅使を遣わす習わしがあった。と述べている。^(注)文治二年といえ、俊成が『千載集』を編纂中のことである。『千載集』は、寿永二年(一一八三)二月に後白河院より撰集下命があり、平家一門の滅亡をはさんで、文治三年(一一八七)九月に形式的奏覽、翌文治四年(一一八八)四月に奏覽後、改訂作業を

経て、同年八月までに最終的奏覧が為されたと看做されている。俊成は『千載集』と命名されることになる勅撰集の無事完成を祈願すべく、自邸に「和歌の神住吉明神と玉津島明神を勧請」したと考えてよろしからう。

俊成の和歌の神としての住吉の神、玉津島明神への尊崇は、『千載集』撰集下命後に書かれたものによく表われている。煩を厭わず年代順に挙げてみたい。

あるは仏寺によせて結縁と称し、あるは靈社によせて神威を藉りて、番ひを結び判をうけしむるあひだ、且は、いまの愚老にいたるまで、型の如く旧き跡をまなびつつ、及ばぬ心にまかせて勝劣を定むる事、既に数なく成りにけむ。つらつら此事を思ふに、且此道（稿者注―歌道）の先賢の亡影にも見及ばれむ事、その恥かぎりなし。いかにいはむや、住吉の明神より始め奉りて、照らし櫛はすらむこと、その思ひ幾ぞ許そや。しかるのみにあらず。齡傾き老に臨みて後は、朝にみる事夕には忘れ、夜はの蓆に思ふ事曉の枕には留まることなければ、古き時の証歌今の世の諸作、見る事聞く事一も心に残す事なし。

（文治三年（一一八七）加判『御裳濯河歌合』一番判詞）

この集かくこのたび記しおかれぬれば、住吉の松の風久しく伝はり、玉津島の波永く静かにして、千々の春秋を送り、世々の星

住吉の神の歌神化をめぐって

霜を重ねざらめや。文治三の年の秋長月の中の十日に撰びたてまつりぬるになむありける。（『千載集』序）

歌のよろしきを宜しとするすも、人に心をよするにはあらず。又とがむべきをとがとあらはずも、毛を吹く心にはあらざるなり。その事をばかくいふにこそ、かかる事をばしかいふなりけりと、おのおののちを心え、とまらぬあとをみても、道をしらむ人は思ひわかむため、よしともしるし、とがともあらはずなり。すべて歌の庭には、かけまくもかしこき住吉の御神もてらしのぞみ給ひ、道を守る人丸の脚のなきたまもかよひかけるわざなれば、なほき道を思ひ、よこさまなる事をばしるさざるものなり。

（建久六年（一一九五）正月『民部卿家歌合』跋）
『千載集』序では、住吉（の松）と玉津島とがともに和歌神ということと対になって挙げられているが、似た表現としては「和歌の浦の波の音にのみ思ひをかけ、住吉の松の色に心を染めて」（建久八年（一一九七）『古来風躰抄』上）と玉津島明神を祭る和歌の浦と住吉を並べた例がある。また、『民部卿家歌合』跋では、後に和歌三神のうちに数えられる住吉明神と人丸が挙げられているのである。

『千載集』完成の後、俊成は、無事完成の感謝の念を表わすべく、伊勢・賀茂・春日・日吉・住吉の五社に各百首歌を奉納した。これが『五社百首』である。『長秋草』に付載された俊成自記によれば、文治

六年（一一九〇）三月一日に清書完成したという。この『五社百首』のうちの「住吉社百首和歌」に、次の一首が見える。

雑廿首 述懐

和歌の浦の道をば捨てぬ神なればあはれをかけよ住の江の波

（三九九）

「和歌の浦の道をば捨てぬ神」が、歌神としての住吉の神を指していることは明らかであろう。また、俊成が判者を務めた歌合にも次のような歌が見える。

判者入道判書の奥に書付けて曰ふ

住吉の松はあはれをかけやせむ八十過ぎぬる和歌の浦波

女房（稿者注―良経）の御返事と云々

和歌の浦のしるべとなれる老の波げに住吉の松も知るらん

（『六百番歌合』小西甚一氏藏本など）

この贈答歌は、俊成（当時は釈阿）が判者となった『六百番歌合』の諸本のうち、小西本・延徳本・天正本・鷹司本・古活字本^註等で最終判詞の後に載せられている歌である。建久四年（一一九三）中に加判が終了したという『六百番歌合』―建久五年まで下げる説もある―当時、俊成はちょうど齢八十、俊成歌の下句はそれをいったもの。上句は和歌神としての住吉の神の加護を期する心を詠んだものである。歌合の主催者、藤原良経の返歌も、歌壇の指導者俊成に、住吉の神の

加護のあらんことを詠んでいる。ここでは、歌神としての住吉の神を共通の理解として、贈答歌が成立しているのである。歌人として当然のことではあるが、俊成において、住吉の神は歌神として強く意識されていることは明らかであろう。もう一首、俊成の歌を挙げておきたい。建仁元年（一一二〇）六月頃詠進された『千五百番歌合』の歌である。

住吉の松もすずしく思ふらし君がちとせの和歌の浦風

（祝・千百十七番右持・二二三三）

建仁元年（一一二〇）十月、後鳥羽院の熊野御幸に供奉した藤原定家は、同月六日、住吉社に参詣した。同日の『明月記』には次のように記されている。^註

六日、天晴る。弘暎私かに馬にて出で、融りて阿倍野王子に参ず。（中略）次で住吉の社に参詣す。先達同じく奉幣す。始

めて当社を拜し奉る。感悦の思ひ極まり無し。夜深きに依り小宅に入りて休息し、天明け訖りて又社頭に参ず。辰終に御幸御奉幣あり。（中略）即ち和歌を講ぜらる。予召しに依りて講師を勤仕す。内府（稿者注―内大臣源通親）序代を書かる。詠吟訖りて退出し、小食す。（中略）今日の詠歌、

初冬侍三太上皇幸三住吉社一 同詠三三首一 応レ制和歌

正四位下行、(注1)、

寄社祝

相生の久しき色も常盤にて君が代まもる住吉の松

(歌二首略)

御製祝言

かくてなほかはらずまもれ代々をへて此道てらす住吉の神

感歎の思ひ禁じ難し。定めて神感有らんか。今此の時に遇ひて此の社を拝す、一身の幸ひなり。

初めて住吉社に参詣した定家の感激が、「感悦の思ひ極まり無し」によく表われている。時に定家四十歳。前年の正治二年(一一〇〇)の『後鳥羽院初度百首』では、六条藤家歌人の画策による定家排斥の危機を、俊成の『正治奏状』によって乗り越え、この百首によって院の眷顧を蒙る身となっていた。また、熊野御幸の前、七月二十七日に和歌所が再興された時、定家は当初の十一人の寄人のひとり選ばれ、その時の喜びを、「今此の事に遇ふ。堯幸(稿者注―僥倖に同じ)と謂ふべし」(『明月記』七月二十六日の条)と記す。「今此の時に遇ひて此の社を拝す、一身の幸ひなり」とよく似た感慨である。そして、熊野御幸からの帰洛直後の十一月三日、定家は『新古今集』撰進の下命を受けることになる。

住吉社での定家の「相生の」の歌は、後鳥羽院の御代への住吉の神

住吉の神の歌神化をめぐって

の加護を詠んだ歌である。それに対し、「かくてなほ」の後鳥羽院歌は、住吉の神に、歌道への加護を祈った歌である。既に和歌所を設置し、勅撰集編纂への道を整えつつあった後鳥羽院の、歌神としての住吉の神に対する祈りの歌が、ともに歌道に精進する定家を感動させたのである。「感歎の思ひ禁じ難し。定めて神感有らんか」と述べている。この和歌隆盛の時に、歌神たる住吉社に初めて参詣した感激が、『明月記』十月六日の記述に溢れているようである。

さる元久ころ住吉参籠の時、「汝月明らかなり」と冥の霊夢を感じ侍りしによりて、家風に備へむために明月記を草し置きて侍る事、身には過分のわざとぞ思う給ふる。
〔毎月抄〕

『毎月抄』については偽書説もあるが、定家真作とする説に従えば、元久ころ(一一〇四―六)住吉に参籠したことになる。ここでいう『明月記』については諸説があるが、「家風に備へむために」とあり、この「家風」は歌道家としての伝統を意味する。したがって、定家は歌神としての住吉社に参籠したことになる。

定家の実作でも、歌神たる住吉の神を詠んだ歌がある。

西行法師すすめ侍りける百首歌に 前中納言定家

うき事もなぐさむ道のしるべにや世を住よしとあまくだりけん

(新拾遺集・神祇・一四四一)

この歌は、文治二年(一一八六)に西行が勧進した『二見浦百首』の

歌である。当時、定家は二十五歳。「うき事もなぐさむ道」は、歌道のことであろう。この文治二年は、実は既述のごとく、俊成が新玉津島神社を邸内に創建したといわれる年である。このことが、若き定家に影響したのであろうか。

さらに、定家の家集『拾遺愚草』には次の歌も収められており、いずれも歌神たる住吉の神に、歌人としての自己への加護を祈る歌となっている。

和歌の浦の浪に心はよすとときく我をばしるや住吉の神

(建久二年(一一九二)冬「十題百首」神祇十・七八九)

かたばかり我はつたへし我が道のたえやはてぬる住吉の神

(建保三年(一二二五)九月「内大臣家百首」神祇五首・一一九五)

七

周知のごとく、大正八年(一九一九)に分割されて、いまは諸所に収蔵されている「佐竹本三十六歌仙絵巻」は、定家の異父兄隆信の子信実画、良経書と伝えられているが、その下巻は、住吉社頭図から始まっている(住吉社頭図は、現在東京国立博物館蔵)。これは三十六歌仙に伍して、歌神としての住吉明神を擬人的に扱う態度にほかならないだろう。住吉明神は「住吉の現人神」(万葉集・卷六・一〇二〇)であり、翁の姿となつてこの世に現われるというのが、一般的な理解

であつた。これは、後の住吉明神の絵が、ほとんど例外なく翁を画しているのに継承されている。

本来、海上交通の安全を守る神が、歌神としても崇敬されるようになっていくのには、片桐洋一氏などが既に述べられているように、住吉社三十九代神主で、秀れた歌人を輩出した津守氏歴代のなかでも、最も評価の高い国基の果たした役割の大きいことが、あらためて確認される。国基が住吉大社の「中興之神主」(梅園惟朝『住吉松葉大記』)と称される所以でもある。と同時に、国基の言辭を書き留め、結果的に歌神化に一役買った六条藤家の歌人たち、さらには、歌道家としての自覚をもつて、歌神として住吉の神を崇敬した俊成、それに定家の果たした役割も大きいと言わねばならないだろう。

なお、鎌倉時代中期以降の住吉明神については、片桐氏の御論考に触れられているので、御参照願いたい。

注1 「和歌神としての住吉の神―その成り立ちと展開―」(すみのえ)一七五号 昭和59・12。玉津島明神すなわち衣通姫を住吉に勧請したのは、国基だという説は、他に『大阪府史 第二卷 古代編Ⅱ』(平成2・3 大阪府史編集専門委員会編)の「第三章第十二節 2文学」(島津忠夫氏執筆)および『住吉大社史 下巻』(昭和58・10 住吉大社奉賛会刊)六三頁にも見える。

注2 莊嚴浄土寺建立は、応徳元年（一〇八四）に白河天皇より再

建の勅を受けたことによるという（保坂都『津守家の歌人群』

〔昭和59・12 武蔵野書院刊〕二二九〜二二〇頁）。この時から

間なくとすれば六十二歳ごろとなる。また供養の時には「結縁

之輩数千」が市を成すという状態で、老少男女数十人が池に落

ちて溺死したという（『中右記』）。なお、この堂供養は、住吉

堂という私堂のためだという説もある（『濫觴抄』下、『住吉

大社史 下巻』五十二頁）。

注3 国基にはいろいろな話が伝えられているが、自分の歌の撰入

を望んで、『後拾遺集』の撰者藤原通俊に小鱗を贈ったという

話（『袋草紙』『井蛙抄』）、ある所の歌会で藤原孝善が秀歌を

詠んだので、その後不食になるほど歌を熱心に案じて、「うす

墨にかく玉づさと見ゆるかな霞める空に帰る雁がね」（後拾遺

集・春上・七一）を作り、この歌を、人々を招いて「帰る雁」

の題を出した会で披露し、人々から賞賛されて遺恨を散じたた

という話（『袋草紙』）などが伝わっている。後に国基が「薄墨

神主」といわれるのは、右の歌による。

注4 『大史の歴史と風土』（毎日放送文化双書1 昭和48・11

毎日放送刊）九〇頁

注5 『大阪府史 第二卷 古代編Ⅱ』（平成2・3 大阪府史編

住吉の神の歌神化をめぐる

集専門委員会編）八四頁

注6 『住吉村誌』（昭和2・6 財団法人住吉常盤会編刊）七一

〜七二頁

注7 『住吉大社史 下巻』第十二章 朝野の崇敬、保坂都

『津守家の歌人群』第一章 四 住吉と歌人、後藤祥子『源氏

物語の史的空間』（一九八六・二 東京大学出版会刊）所収

「住吉社頭の霜——若菜下」社頭詠の史的位相」に詳しい。

注8 『日本文学の歴史5 愛と無常の文芸』（昭和42・9 角川

書店刊）所収「藤原定家」二七二頁

注9 諸本の呼称は、小西甚一編著『新校六百番歌合』（昭和51・

6 有精堂刊）による。

注10 引用は、今川文雄編訳『明月記抄』（昭和61・9 河出書房

新社刊）の訓読によった。

注11 「定家朝臣」の略という（注10の書の当該箇所頭注）。